

高等学校等就学支援金 意向確認書

①

全生徒が提出する必要がある書類です。必ず提出してください。

※就学支援金の受給資格の認定を受けるには申請が必要です。

今回の申請においては、保護者の方の令和7年度課税標準額（課税所得額）および調整控除額に基づいて、令和7年7月から令和8年6月までの就学支援金受給資格の審査を行います。

令和7年6月 日

学校名	仁愛女子高等学校
クラス等	普通科 商業・進学・特別進学・英語留学・グローバルサイエンス コース 年 組 番
生徒氏名	
住所	

高等学校等就学支援金の申請を

します



扶養する子どもが2人以上いる	
扶養する子どもが上記生徒のみ	

※令和7年7月1日時点の扶養状況で
必ずどちらかに○をつけてください申請書および個人番号カードの写し等により審査します。
(不認定になった場合、高校生等臨時支援金申請、多子世帯
減免申請をすることができます。)

★ 提出物一覧

- ☐ 意向確認書（この用紙）
 - ☐ 授業料等減免申請書
 - ☐ 高等学校等就学支援金申請書（裏表）
 - ☐ 世帯構成調
 - ☐ 多子世帯における授業料減免申請書
 - ☐ 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について
 - ☐ 個人番号カード(写)等添付台紙（過去に1度提出したことがある人は提出不要）
- ↑□にチェックが付いているか確認し、
合計5枚または6枚提出してください。

しません



授業料を納付します。

（※多子世帯減免申請もしません。）

★その他の提出物はありません。

意向確認書（この用紙）1枚のみ
提出してください。

※多子世帯減免申請をする場合、
一度就学支援金の申請を
していただく必要があります。
多子世帯減免申請をしたい場合は、
左の“します”と回答してください。